

平成29年度化学物質環境実態調査結果の活用状況

令和元年12月13日
環境保健部環境安全課

平成29年度の化学物質環境実態調査の結果は、第24回化学物質評価専門委員会の評価を経て、平成30年度版の「化学物質と環境」として公表した。

平成29年度の初期環境調査及び詳細環境調査の結果概要と要望部署における調査結果の活用状況は、それぞれ別表1及び2のとおりである。

(別表1)平成29年度初期環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[1]	2,3-エポキシ-1-ブ ロパノール	水質	不検出	0/16	nd	31 ng/L	化管法 現在は第一種指定化学物 質であるが、排出量が少な く、指定の妥当性について 検討する必要があるため。	化管法見直しの 一環として実施す る対象物質の見直 しの議論において、 基礎資料として活 用しているところ。
[2]	グルタルアルデヒ ド	水質	不検出	0/19	nd	60 ng/L	化管法 現在は第一種指定化学物 質であるが、近年に実態調 査がなされていないなか つたため、環境実態調査 を行い、その結果によっ ては指定の見直しを検討 するため。	化管法見直しの 一環として実施す る対象物質の見直 しの議論において、 基礎資料として活 用しているところ。
[3]	酢酸 2-メトキシエ チル (別名: エチ レングリコールモ ノメチルエーテル アセテート)	水質	不検出	0/18	nd	1,400 ng/L	化管法 現在は第一種指定化学物 質であるが、近年に実態調 査がなされていないなか つたため、環境実態調査 を行い、その結果によっ ては指定の見直しを検討 するため。	化管法見直しの 一環として実施す る対象物質の見直 しの議論において、 基礎資料として活 用しているところ。
[4]	2,4-ジクロロ-1-ニ トロベンゼン	水質	不検出	0/21	nd	22 ng/L	化管法 現在は第二種指定化学物 質であるが、近年に実態調 査がなされていないなか つたため、環境実態調査 を行い、その結果によっ ては指定の見直しを検討 するため。	化管法見直しの 一環として実施す る対象物質の見直 しの議論において、 基礎資料として活 用しているところ。
[5]	N,N-ジシクロヘキ シルアミン	水質	検出	3/19	nd~37 ng/L	17 ng/L	化管法 現在は第一種指定化学物 質であるが、これまで実 態調査はなされていなか つたため、環境実態調査 を行い、その結果によっ ては指定の見直しを検討 するため。	化管法見直しの 一環として実施す る対象物質の見直 しの議論において、 基礎資料として活 用しているところ。
[6]	2,4-ジニトロアニ リン	水質	不検出	0/21	nd	150 ng/L	化管法 現在は第二種指定化学物 質であるが、近年に実態調 査がなされていないなか つたため、環境実態調査 を行い、その結果によっ ては指定の見直しを検討 するため。	化管法見直しの 一環として実施す る対象物質の見直 しの議論において、 基礎資料として活 用しているところ。
[7]	ジメチルジスルフ イド (別名: ジメ チルジスルフアン)	水質	検出	12/17	nd~16 ng/L	3.4 ng/L	化管法 現在は第一種指定化学物 質であるが、排出量が少な く指定の妥当性について 検討する必要があるため。	化管法見直しの 一環として実施す る対象物質の見直 しの議論において、 基礎資料として活 用しているところ。
[8]	[8-1] 1-ナフトール (別名: α -ナフト ール)	水質	検出	3/20	nd~2.7 ng/L	2.6 ng/L	化管法 現在は2-ナフトール(別 名: β -ナフトール)が第 一 種指定化学物質である が、 排出量が少なく指定の 妥当性について検討する 必要が あるため。	化管法見直しの 一環として実施す る対象物質の見直 しの議論において、 基礎資料として活 用しているところ。
	[8-2] 2-ナフトール (別名: β -ナフト ール)	水質	検出	2/20	nd~210 ng/L	2.3 ng/L		

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[9]	1-ニトロピレン	水質	不検出	0/22	nd	0.18 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、曝露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第18次とりまとめで公表する予定である。
		大気	不検出	0/13	nd	0.11 ng/m ³		
[12]	ピリジン	水質	検出	12/21	nd~2,300 ng/L	19 ng/L	化管法 現在は第一種指定化学物質であるが、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。
[13]	フルオランテン	底質	検出	21/21	2.2~2,300 ng/g-dry	0.86 ng/g-dry	環境リスク初期評価 底生生物のリスク初期評価を実施する上で、曝露情報等が不足しているため。	底生生物の生態リスク評価の検討に活用する予定である。
[14]	3-メチルピリジン	水質	検出	6/18	nd~31 ng/L	12 ng/L	化管法 現在は第一種指定化学物質であるが、排出量が少なく指定の妥当性について検討する必要があるため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。
[15]	[15-1] リン酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	水質	検出	1/21	nd~1.4 ng/L	0.66 ng/L	化管法 現在は第二種指定化学物質であるが、これまで実態調査はなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。
	[15-2] リン酸ジ-n-ブチル=フェニル	水質	検出	2/21	nd~2.1 ng/L	0.60 ng/L	化管法 現在は第二種指定化学物質であるが、これまで実態調査はなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。
	[15-3] リン酸トリフェニル	水質	検出	3/18	nd~24 ng/L	11 ng/L	EXTEND2016 EXTEND2016を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	検出された濃度は最大値においてもEXTEND2010の下で実施された生物試験で得られたLOECと比較して相当低かった。これにより、本物質のさらなる生物試験を実施する優先度は比較的低いと判断された。

(別表2) 平成28年度詳細環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[1]	α -アルキル- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が9から15までで、かつ、オキシエチレンの重合度が1から15までのもの) (別名: ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が9から15までで、かつ、オキシエチレンの重合度が1から15までのもの))						化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
	(参考値) [1-1] ポリ(オキシエチレン)=ノニルエーテル類(オキシエチレンの重合度が1から15までのもの)	水質	検出	1/25	nd~58 ng/L	23 ng/L		
	(参考値) [1-2] ポリ(オキシエチレン)=デシルエーテル類(オキシエチレンの重合度が1から15までのもの)	水質	検出	2/25	nd~98 ng/L	23 ng/L		
	(参考値) [1-3] ポリ(オキシエチレン)=ウンデシルエーテル類(オキシエチレンの重合度が1から15までのもの)	水質	検出	1/25	nd~25 ng/L	23 ng/L		
	[1-4] ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル(オキシエチレンの重合度が1から15までのもの)	水質	検出	21/25	nd~5,300 ng/L	14 ng/L		
	(参考値) [1-5] ポリ(オキシエチレン)=トリデシルエーテル類(オキシエチレンの重合度が1から15までのもの)	水質	検出	1/25	nd~30 ng/L	23 ng/L		
	(参考値) [1-6] ポリ(オキシエチレン)=テトラデシルエーテル類(オキシエチレンの重合度が1から15までのもの)	水質	検出	3/25	nd~137 ng/L	23 ng/L		
	(参考値) [1-7] ポリ(オキシエチレン)=ペンタデシルエーテル類(オキシエチレンの重合度が1から15までのもの)	水質	不検出	0/25	nd	23 ng/L		

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[2]	エチレンジアミン四酢酸及びその塩類(エチレンジアミン四酢酸として)	水質	検出	26/26	350~120,000 ng/L	37 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。
[3]	デシルアルコール(別名:デカノール)	水質	検出	2/26	nd~13 ng/L	6.2 ng/L	化審法(水質及び底質) アルカノール(アルキル基の炭素数が10から16までのもの)が優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
		底質	検出	17/24	nd~520 ng/g-dry	1.1 ng/g-dry	化管法(水質及び底質) 現在は第一種指定化学物質であるが、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。
[4]	トリフェニルホウ素(III)及びその化合物	水質	検出	14/25	nd~0.37 ng/L	0.023 ng/L	化審法 [3-(2-エチルヘキシルオキシ)プロピルアミン]トリフェニルホウ素(III)が優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
[5]	1,2,4-トリメチルベンゼン	水質	検出	1/23	nd~110 ng/L	33 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[6]	トルイジン類						大気環境 o-トルイジン及びp-トルイジンが有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定され、化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」全248物質の中で、今後重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用しているところ。
	[6-1] o-トルイジン	大気	不検出	0/15	nd	1.8 ng/m ³		
	[6-2] m-トルイジン	大気	不検出	0/15	nd	0.91 ng/m ³		
	[6-3] p-トルイジン	大気	不検出	0/15	nd	1.4 ng/m ³		
[7]	ナフタレン	水質	検出	8/26	nd~9.5 ng/L	0.11 ng/L	化審法(水質及び底質) 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。
		底質	検出	23/23	0.58~2,400 ng/g-dry	0.34 ng/g-dry	化管法(水質及び底質) 現在は第一種指定化学物質であるが、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。
[8]	ニトリロ三酢酸及びその塩類(ニトリロ三酢酸として)	水質	検出	26/26	50~4,500 ng/L	60 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。
							化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。
[9]	ニトロベンゼン	大気	検出	3/22	nd~140 ng/m ³	5.4 ng/m ³	化管法 現在は第一種指定化学物質であるが、近年に実態調査がなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	化管法見直しの一環として実施する対象物質の見直しの議論において、基礎資料として活用しているところ。

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[10]	メタクリル酸	大気	検出	8/17	nd~9.1 ng/m ³	5.4 ng/m ³	大気環境 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定され、化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」全248物質の中で、今後重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用しているところ。

注： α -アルキル- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が9から15までで、かつ、オキシエチレンの重合度が1から15までのもの) (別名：ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が9から15までで、かつ、オキシエチレンの重合度が1から15までのもの))のうち、アルキル基の炭素数が12以外のポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル類については、組成を推計した工業製品を用いて環境試料中の濃度を定量したため、参考値として掲載している。